

## 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置要領

### 1 趣旨

防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものを除く。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除及びこれに係る警察との連携並びに省内各機関等への周知についての手続を定める。

### 2 防衛省が行う公共事業等から暴力団を排除するための措置

#### (1) 特約条項を契約書に付す措置

##### ア 「暴力団排除に関する特約条項」を契約書に付す措置

契約担当官等及び資金契約等担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等及び資金契約等担当官等をいう。）（以下「支担官等」という。）は、公共事業等の契約から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（以下、「合意書」という。）別紙第1（以下「排除対象者」という。））を排除するため、新規に契約を締結する場合には、付紙「暴力団排除に関する特約条項」（以下、「特約条項」という。）を契約書に付すこととする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合はこの限りではない。なお、契約書の作成を省略する場合には、適宜の方法により特約条項の内容を契約の相手方に明示するとともに、入札者等が入札書等を提出するに当たっては、特約条項の内容を承諾している旨、入札書等に記載させるものとする。

##### イ 契約解除の措置

支担官等は、特約条項に規定する契約解除の事由が明らかとなったときは、速やかに契約の相手方と契約解除の協議を行い、契約の解除の措置を講ずるものとする。

##### ウ 契約解除の措置結果の通知

支担官等は、前記イにより契約の解除の措置を行った場合には、付紙様式第1「暴力団排除に関する特約条項による契約解除の措置概要

」により所属する経理担当課長等（経理装備局会計課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛医科大学校経理部経理課長、防衛研究所総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、海上幕僚監部総務部経理課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部装備部装備課長、情報本部総務部会計課長、技術研究本部総務部会計課長、装備施設本部会計課長、装備施設本部調達企画課長、防衛監察本部総務課長及び地方防衛局総務部会計課長をいう。以下同じ。

）に通知するものとする。

経理担当課長等は、契約解除の措置の有無に拘わらず、年度分を取りまとめ、翌年度の5月末までに経理装備局会計課長及び装備政策課長に通知するものとする。

## （2）誓約事項を定める措置又は誓約書を提出させる措置

### ア 誓約事項を定める措置

支担官等は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者（以下「入札者等」という。）が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得」という。）において、合意書別紙第3「暴力団排除に関する誓約事項」の内容（以下「誓約事項」という。）を明示するとともに、入札者等は入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出をもって当該誓約事項のとおり誓約したものとすることを明らかにするものとする。

なお、入札者等が入札書等を提出するに当たっては、入札心得の内容を承諾している旨、入札書等に記載させるものとする。

### イ 誓約書を提出させる措置

入札心得の定めのない機関においては、入札又は随意契約に先立ち、入札者等から合意書別紙第4「暴力団排除に関する誓約書」（以下「誓約書」という。）を提出させ、又は前記アに準じた措置をとるものとする。

### ウ 誓約を拒否する者又は誓約書の提出を拒否する者への措置

前記アの「誓約事項」による誓約又は前記イの「誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

### エ 入札無効等の措置

支担官等は、入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

なお、支担官等は、この措置を講ずることがある旨を入札心得及び入札公告等において明らかにするものとする。ただし、入札心得の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

### (3) 排除対象者の照会等の措置

#### ア 排除対象者の照会

支担官等は、入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等（下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）又は下請負者等になろうとする者について、排除対象者である疑いがある場合等排除対象者に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該支担官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）あてに、合意書別記様式第1号「照会書」により照会するものとする。

#### イ 排除対象者に該当する旨の回答を受けた場合の措置

支担官等は、前記アの照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2号「回答書」により排除対象者に該当する旨の回答を受けた場合には、排除対象者と締結済の契約については、第2項第1号イに基づき契約解除の措置を執るものとし、その他の場合においては、当該排除対象者を入札に参加させず、当該排除対象者が提出した入札書等を無効とし、又は随意契約の相手方としないなどの措置を執るものとする。

#### ウ 排除対象者に該当する旨の回答を受けた場合の各機関等への通知等

支担官等は、前記イの回答を受けた場合は、速やかに所属する経理担当課長等に通知するものとし、通知を受けた経理担当課長等は、他機関等の経理担当課長等及び経理装備局装備政策課長に当該回答書の写しを添付の上通知するものとする。

経理担当課長等は、所属する支担官等（ただし、当該通知元となった支担官等を除く。）に対し当該回答書の写しを添付の上連絡するものとする。

経理担当課長等より連絡を受けた支担官等は、排除対象者と締結済の契約については、第2項第1号イに基づき契約の解除の措置を執る

ものとし、その他の場合においては、当該排除対象者を入札に参加させず、当該排除対象者が提出した入札書等を無効とし、又は随意契約の相手方としないなどの措置を執るものとする。

エ 暴力団対策主管課長からの通報を受けた場合の各機関等への通知等

経理装備局会計課長及び装備政策課長は、暴力団対策主管課長から合意書第7に基づき合意書別記様式第3号「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について」を受けた場合は、速やかに経理担当課長等に当該通報の写しを添付の上通知するものとし、通知を受けた経理担当課長等は、所属する支担当等に対し当該通報の写しを添付の上連絡するものとする。

経理担当課長等より連絡を受けた支担当等は、排除対象者と締結済の契約については、第2項第1号イに基づき契約解除の措置を執るものとし、その他の場合においては、当該排除対象者を入札に参加させず、当該排除対象者が提出した入札書等を無効とし、又は随意契約の相手方としないなどの措置を執るものとする。

### 3 契約の相手方等が排除対象者から不当介入を受けた場合の措置

#### (1) 契約の相手方に対する通報等の義務付け

支担当等は、契約の相手方に対し、契約の相手方自ら又は下請負者等が、排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに支担当等へ付紙様式第2「排除対象者による不当介入の概要」により報告を行うことを義務付けるため、入札心得において明らかにするものとする。ただし、入札心得の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

#### (2) 不当介入を受けた場合の報告

支担当等は前号により報告を受けた場合は、所属する経理担当課長等に当該報告の写しを添付の上通知するものとし、通知を受けた経理担当課長等は、他機関等の経理担当課長等及び経理装備局装備政策課長に当該報告の写しを添付の上通知するものとする。

経理担当課長等は、所属する支担当等（ただし、当該通知元となった支担当等を除く。）に対し当該報告の写しを添付の上連絡するものとする。

#### (3) 契約の相手方が通報等を怠った場合の措置

支担当等は、契約の相手方が第1号の規定に違反し、警察への通報等を怠るなどの事実が確認された場合には、契約の相手方に対し文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

#### 4 警視庁又は道府県警察本部への協力依頼

支担当等は、本通知に基づき、排除対象者と契約解除等に関する手続を行う場合において、関係職員の保護等のための措置を講ずる必要があると認める場合には、暴力団対策主管課長に必要な措置の要請、又は対応についての相談をするなどの協力を依頼するものとする。

#### 5 その他

- (1) 支担当等は、本通知に定めのない事項その他疑義が生じた場合は、その都度暴力団対策主管課長と協議を行うものとする。
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等に基づく場合は、この要領に依るものではない。

## 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一

部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。